

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-28)

別紙1

施策名	目標6-2 環境リスクの管理								担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長) 久保善哉(化学物質審査室長)
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。								政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 ⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内内の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。								目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定期	令和5年8月
測定指標	基準値 <small>基準年度</small>	目標値 <small>目標年度</small>	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与したまたは見直した物質数	- H23年度	- -	- -	R元年度 210	R2年度 176	R3年度 199	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	化審法においては、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定した上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質について、生態毒性に関する有害性評価を着実に実施していくものであることから、有害性クラス付与または見直し物質数を指標に選定した。対象物質は毎年度の排出量に応じて変動するものであるため、目標の設定は困難。	
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討 H25年度	各国意見を踏まえた試験法の見直し R4年度	試験法案の検証・OECDへの提案準備 標準化のためのデータ提供 SPSF案の提出	標準化のためのデータ提供 SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し SPSF案の提出	- -	- -	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。今年度は、国際機関に対する試験法標準化のため、昨年度提出したSPSF案に対する各国意見を踏まえた試験法の見直しを行うことを目標として設定した。				
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	- -	- -	- -	- 384,054	- 353,725	- -	- -	- -	- -	- -	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量・移動量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けうるため目標の設定は困難。	
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする 過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(16以上)	- -	23以上 16	20以上 10	20以上 10	16以上 -	- -	- -	- -	- -	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	
5 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	- -	3000 R4年度	3000 4678	3000 4800	3000 6494						化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数を測定指標として設定した。	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R1年度	R2年度	R3年度				
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	329 (316)	315 (315)	324 (319)	334	1	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 <達成手段の目標> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。	0249
(2) 化学物質緊急安全点検調査費(平成25年度)	248 (227)	279 (171)	284 (225)	215	2	<達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。 <達成手段の目標> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。	0250
(3) PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度)	192 (172)	249 (190)	254 (223)	234	3,4	<達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 <達成手段の目標> PRTRデータの集計・公表を着実に実施し、環境保全上の支障のさらなる未然防止に向けた検討を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化管法の見直しの答申(令和元年6月答申)を踏まえた対応を適切に実施する。とくに災害時も含めたPRTRデータの活用を地方公共団体に促すため、PRTRデータの活用に係る好事例の発信、PRTRデータの活用に向けた取組を実施する。また、国民、行政、事業者のリスクコミュニケーションを促進する手段として、化学物質アドバイザー制度の活用の促進に向けた同制度の充実を図る。	0248
(4) 化学物質の人へのばく露総合調査事業費(平成10年度)	95 (83)	96 (96)	96 (95)	96	5	令和4年度行政事業レビューページURL( <a href="https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html">https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html</a> )	0296
施策の予算額・執行額	864 (798)	939 (772)	958	879	施策に関する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	